

黒磯テニスクラブ会則(案)

第一条 (名称) 本会は、「黒磯テニスクラブ」と称する。

第二条 (目的) 本会は、以下をもって本会の目的とする。

- 1) テニス技術の向上
- 2) 健全な心身の醸成
- 3) 会員相互の親睦
- 4) 地域社会のスポーツ振興

第三条 (会員) 本会は、本会の目的に賛同し、かつコートマナーを尊重して本会の運営に協力できる社会人をもって会員とする。

第四条 (会員の構成) 会員構成は以下の通りとする。

- 1) 正会員 (全日練習に参加できる)
- 2) 休日会員 (土曜日、日曜日、祝祭日、盆休みのみの参加者、但し、本人の希望により週1日に限り参加の曜日を変更することができる) *盆休みは8/12~8/16
- 3) ビジター (入会予定者、入会未定の練習参加者)

第五条 (役員)

- 1) 本会は、正会員及び休日会員(他クラブにて県・市協会登録者は除く)の中から選出した以下の役員をもって本会の運営に当たる。会長1名、副会長1名、事務局長1名、会計2名、監査2名、事務局員若干名、任期は1期2年とし再任は妨げない。

2) 役員には手当を支払うことができる。

第六条 (事業年度) 本会の事業年度は、毎年3月1日より翌年の2月末日までとする。

第七条 (定期総会) 本会は、正会員及び休日会員をもって年度末に定期総会を開き以下の審議を行う。

- 1) 事業報告、決算、及び監査報告
- 2) 次年度事業計画、予算案
- 3) 次年度役員改選
- 4) その他本会運営に必要な事項

第八条 (事業) 本会は、本会の目的を遂行するために以下の事業を行う。

- 1) 早朝練習
- 2) 特別練習会 (新春顔合わせ、定期総会、その他の旅行時など)
- 3) クラブ対抗戦参加
- 4) 懇親会 (バーベキュー大会、忘年会他)
- 5) 市、及び県テニス協会の運営に協力する等、その他本会の目的遂行に必要な事業

第九条（入退会手続）

- 1) 正会員又は休日会員として本会に入会しようとする者は入会申込書に所定の事項を記入し、当該年度の会費を添えて事務局宛に提出しなければならない。
- 2) 栃木県テニス協会・那須塩原市テニス協会に登録を希望する者は、登録料（現在は1500円）を会費と併せ納入するものとする。
会員の継続を希望する者は、総会当日か、総会欠席者は総会の前日までに次年度分の会費を事務局に納入しなければならない。
総会当日までに会費を納めないときは、会員継続の意思が無いものとする。
また、年度途中での正会員⇔休日会員の変更は認めない。

第十条（会費） 会員は以下の会費を納入する。

- 1) 正会員・・・10,000円／年（但し、県・市協会登録希望者は登録料を追加）
- 2) 休日会員・・・5,000円／年（但し、県・市協会登録希望者は登録料を追加）
- 3) ビジター・・・300円／回（但し、参加当日現金にて支払うこと）

なお、正会員、休日会員とも年度途中入会の会費は月割りで計算することとする。
（百円未満切り上げ）

第十一条（コート使用料の個人負担）

- 1) 平日のコート使用については午前6：00～8：30（冬期は開始時間を遅らせる）までの時間帯は本会の会費負担で借用する。
- 2) 土曜、日曜、祝日のコート使用については、原則として午前6：00～8：30までとするが、コートが空いていれば9：30まで本会の会費負担で借用する。
上記いずれも8：30以降の利用は必ず黒磯運動場管理事務所に予約を取ること。
これを超えて使用する分については利用者による個人負担とする。

第十二条（慶弔規定）3年以上在籍の正会員又は休日会員本人が死亡した場合、黒磯テニスクラブ会長名で香典5千円と花輪を贈る。

第十三条（テニス指導者）本会は会員全員を対象に行うテニス指導者を置くことが出来る。
指導者には謝礼を支払うことが出来る。

第十四条（会則改定）この会則の改定については総会での決議を必要とする。

総会の開催が困難の場合は、会員全員の参加できる方法で決議をとるものとする。

上記の通りこの会則は、令和5年3月26日(日)に配布された令和4年度黒磯テニスクラブ総会資料の書面審議にて承認され令和5年度から適用する。

<議事録署名人>黒磯テニスクラブ 会長 大橋 毅